## Q:7 『特典付き!』との表示について

下記の募集広告について、景品規約上問題となる点がありましたら、教えて下さい。また、その問題点を解決するためには表示方を含めどのようにすればいいでしょうか。



以下、略

## *A* :

景品規約では旅行の広告等において「特典」、「無料」、「○○プレゼント」といったような景品類の提供と認識される表現、方法で物品、サービスを提供する場合は、たとえそれらが旅行代金に含まれると表示した場合であっても、すべて景品類の提供にあたります。

本例は、懸賞によらない物品、サービスの提供ですので総付景品となり、一人当たりの取引価額が旅行代金の中で最も安い 11,700 円、30 名様以上のプランなので 11,700×30 名の 351,000 円となります。そして、提供できる景品類の限度額はその 20%となりますので 70,200 円となります。景品類の価額はそのホテルが通常お客さまに販売している代金にて算定しますが、「特典」として広告に表示された物品・サービスの価額が限度額を超えれば景品規約違反となりますので、それを防ぐためには次のいずれかの措置が必要になると考えます。

- (1) 7つの特典を景品類の提供と捉え、提供する物品、サービスの数量を調整して 景品類の価額を限度額に収める。
- (2) 7つの特典は、内容としては提供する旅行サービスそのものであるとみることができますが、この場合は「特典」と表示せずに、旅行の「ポイント」や「魅力」などの表示に変えるとともに、「カラオケ3時間使用可」、「ビンゴゲーム(カード付き)使用可」、「コンパニオン3時間付き」などの表示に変え、さらに、これらのものが旅行代金に含まれる旨を明瞭に表示する。

なお、旅行の取引の内容に含まれていないものであっても、「当該旅行にかかわりのあるものであって、〇〇付として提供され、かつ、価格・数量・内容等が正常な商慣習に照らして妥当な範囲のもの」については、旅行の取引に付随するものと認められるため「景品類」に含まないと規定されていますが、「妥当な範囲」かどうかについては、個別判断によります。現状では、「ブリ付き」や「新巻鮭1本付き」との表示に近接して、それらが旅行代金に含まれている旨を明瞭に表示した場合に認めるとしています。

また、「1,000 円分の館内利用券付き!」と表示していますが、このままでは、「一つの旅行取引」に付随して提供される経済上の利益として考えられ、総付景品として「合算」されるおそれがあります。当該旅行会社の景品と区別するのであれば、「利用券付」とはせず「〇×温泉ホテルからの"おもてなし"情報」、「〇×温泉ホテルからの"おもてなし"のご案内」等として、広告の下段等に上記景品提供とは明瞭に区別して表示した方がよいでしょう。

- ◆景品類とは 【規約第2条第3項】
- ◆取引に付属すると認められる経済上の利益 【規則第2条(3)関係】
- ◆旅行を安全又は円滑に実施するために必要なものであっても景品とみなされる場合 【運用基準4 (2)】